

2. 中部大学公的研究費の使用に関する行動規範

2016年4月1日制定

中部大学（以下「本学」という。）の構成員（本学の教職員等をいう。以下同じ。）は、研究の自律性が社会からの信頼と付託の上に成り立つことを自覚し、研究活動の不正行為及び研究費の不適切な使用の問題が生じないように、法令や関係規則を遵守するとともに、社会的規範に対しても高い意識をもって行動しなければならない。

このことを踏まえ、本学は、次のとおり公的研究費の使用に関する行動規範を定める。

1. 本学の構成員は、公的研究費が国からの税金等公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 本学の構成員は、公的研究費の使用について、法令や関係規則及び本学が定める規程等並びに事務手続き・使用ルールを遵守しなければならない。
3. 本学の構成員は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。
4. 本学の構成員は、公的研究費の使用にあたり、取引業者等との関係に対して国民の疑惑や不信を招くことのないよう努めなければならない。
5. 本学の構成員は、公的研究費の不正使用防止のために、使用ルールや責任に対する意識向上を図り、適正執行するための教育に参加するとともに、構成員相互の理解と密接な連携によって、公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。